平成30年10月

監査委員事務局長
総　務　課　長
法　務　課　長
議 会 事 務 局 長　殿

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

＜名古屋地区＞NOMA行政管理講座のご案内　　［平成 31年3月4日（月）～5日（火） 開催］

住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

近年、地方自治体に対する住民の視線はますます厳しくなり、住民監査請求・住民訴訟の件数は増加しております。そのような中、自治体とその職員は、制度についての十分な法知識とその対応方法を身につけて、適切な制度運用を行っていく必要があります。また、今回、自治法の改正がおこなわれ、監査制度も新たな出発が予定されています。

本講座は、住民監査請求・住民訴訟の制度の理解と、その適切な運用を目的として、それら制度の法律知識と実際の対応方法を分かりやすく学んでいただきます。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申しあげます。

敬具

記

日　時：平成３１年　３月　４日（月）13:00～17:00
　　５日（火）10:00～16:00

会　場：ＮＨＫ名古屋放送センタービル内教室（名古屋市東区東桜 1-13-3）

講　師：自治体法務研究所　代表
　　（元）東京都総務局法務部　副参事　　江原　勲　氏

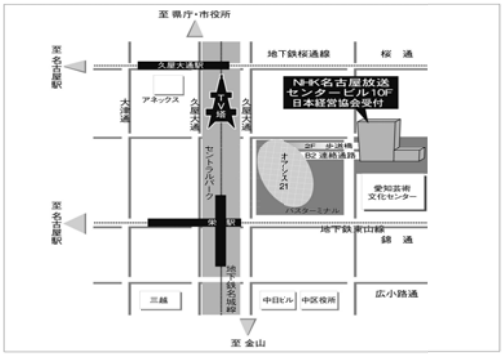

【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

参加料(負担金　１名につき)

	負担金	消費税等	合　計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一　　般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、ＦＡＸ等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
・負担金は原則開催日の３営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の３営業日前～前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配（予約）はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申しあげます。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください（時期によって変動がございます）

ホテル名	ｼﾝｸﾞﾙ客室料金(ご参考)	交　　通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円（15～20%割引有）	地下鉄栄駅より徒歩３分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩４分	052-263-3411

お問合せ：　一般社団法人日本経営協会　中部本部　企画研修グループ（担当：松尾・里見）
お申込先　〒461-0005　名古屋市東区東桜 1-13-3　NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172　FAX (052)952-7418　※お問合せは、平日の 9:15～17:15 にお願いいたします

以上

◆講義項目◆　　※「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください

Ⅰ 住民監査請求・住民訴訟

1．制度の存在意義
　（1）制度の趣旨　（2）制度の目的

2．住民監査請求
　（1）制度趣旨
　　①住民参政制度と住民監査請求
　　②監査と住民監査請求
　（2）監査の実施と監査結果
　　①監査請求の受付
　　②要件審査・補正・不適法却下
　（3）住民監査請求をなしうる者
　（4）住民監査請求の対象者
　（5）監査請求の対象行為
　　①監査請求の対象の特定について
　　②公金の支出・政務活動費
　　③財産の取得、管理及び処分
　　④契約の締結及び履行
　　⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実
　　⑥財産の管理を怠る事実
　　⑦債権の管理を怠る事実
　（6）監査請求の期間制限等
　　①期間制限の趣旨
　　②期間の起算日
　　③正当な理由
　　④怠る事実・損害賠償請求権の不行使・談合
　　⑤証する書面の添付
　　⑥再度の監査請求の禁止
　（7）財務会計行為の暫定的停止勧告
　（8）監査期間
　（9）監査の実施と結果の公表

Ⅱ 住民訴訟

1．住民訴訟の係属件数
2．原告適格
3．訴訟を提起できる場合とその期間
4．住民監査請求前置
　（1）監査請求の却下
　（2）監査請求の追完
5．住民訴訟の対象
　（1）対象
　（2）対象についての問題点
6．先行行為の違法と財務会計行為の違法
7．請求の内容
　（1）１号請求　（2）２号請求　（3）３号請求
　（4）４号請求　（5）損害額の算定について
8．住民訴訟の管轄・訴訟費用
　（1）裁判管轄　（2）訴額
9．裁判費用の負担
　（1）請求の認諾（2）相当と認める額
10．損害賠償と議会の権利放棄の議決
　（1）権利放棄議決の可否
　（2）最高裁の判断の枠組みと実務の対応
　（3）権利放棄と長の執行行為
　（4）議会の議決の無効と代表監査委員の不作為

Ⅲ 法改正の概要と内部統制

1．法改正の概要
2．自治体の対応

地方自治小六法
（可能であれば模範小六法）
を、ご持参ください

＜講師紹介＞　自治体法務研究所 代表・（元）東京都総務局法務部副参事　江原 勲 氏

中央大学法学部卒業・同年東京都に入る。東京都総務局法務部で、主査、課長補佐、副参事として通算２２年間、行政事件、民事訴訟、行政不服審査を担当。また、市町村アカデミーや東京都職員研修所等の講師として活躍する一方、雑誌や単行本、実務全集等の執筆も手がける。現在、自治体法務研究所代表。

……

日本経営協会・中部本部 松尾 行（この面をそのままFAXしてください）　FAX(052)952－7418

□ 日本経営協会会員　□一　般　（該当する方にレ印を付けてください）　H31/3.4-5

60012038　「住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務」講座・参加申込書　年　月　日

ふりがな 団体名		TEL Fax	（　）　－ （　）　－	ご派遣責任者（ご連絡担当） 所属・役職名
所在地	〒			氏名 印
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	メールアドレス
			年 月	
			年 月	＜ご記入（レ印）のお願い＞ この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の □半年以上前　□3ケ月～半年前 □2ケ月前　□1ケ月前 □2週間前　□1週間前～直前
＜通信欄＞				

※請求書の宛先についてご教示ください。（□団体名と同じ　□その他　　宛）

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
　①参加券や請求書の発送などの事務処理　②セミナーなど本会事業のご案内　なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。　□